

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 21 年 12 月
特 許 厅

1. 改正の必要性

特許協力条約に基づく実施細則（以下「PCT 実施細則」という。）に規定する国際出願の願書の様式及び国際予備審査請求書の様式が改正されたことに伴い、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号。以下「国際出願法施行規則」という。）に規定する国際出願の願書の様式（様式第 7、第 7 の 2）及び国際予備審査請求書の様式（様式第 21、第 21 の 2）について、改正後の PCT 実施細則に規定する様式に適合するよう所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）国際出願の願書（国際出願法施行規則様式第 7 及び様式第 7 の 2）

- ① 国際出願に関する通知¹について、出願人が承認する場合には、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関又は国際事務局（以下「受理官庁等」という。）が出願人に対し、その内容を事前に（正式な正面による通知の前に）電子メールにより送信することが可能となったことに伴い、受理官庁等が、出願人の承認を確認できるようにするために、第Ⅱ欄（出願人）及び第Ⅳ欄（代理人又は共通の代表者、通知のあて名）に「電子メールの使用の承認の欄」（電子メールの使用を承認する旨及び電子メールのアドレス）を追加する²。
- ② 国際調査機関が国際調査を行う際に利用する先の調査結果³の対象が、当該国際調査機関が行ったものだけでなく、他の国際調査機関等が行ったものまで拡大されたことに伴い（特許協力条約に基づく規則（以下「PCT 規則」という。）12 の 2）⁴、当該先の調査結果の写しの提出等に係る規定を整備し（第VII欄）、また、添付書類の照合欄（第IX欄）に「先の調査の結果の写し（枚数）」の記載を追加する。
- ③ アミノ酸等の配列を含む国際出願について、明細書の別個の部分として提出することが認められていた「配列表に関連するテーブル」が廃止され

¹ PCT 規則 24.2 に規定する記録原本の受理の通知等。

² 電子メールによる事前通知は、受理官庁等が、その実施を希望している場合に限られる。現在のところ、日本国特許庁は、電子メールによる事前通知の実施は予定していない。

³ 国際出願の発明と関連する発明について先にされた出願の調査結果。

⁴ 国際調査機関が、他の国際調査機関等が行った先の調査結果を利用するか否かについては、当該国際調査機関の任意とされている（PCT 規則 41.1）。現在のところ、日本国特許庁は、他の国際調査機関等が行った先の調査結果については利用しないこととしている。

たことに伴い(PCT 実施細則第 8 部の規定の削除)、添付書類等の照合欄(第 IX 欄)の項目から、「配列表に関連するテーブル」に関連する書類等に係る項目を削除する。

(2) 国際予備審査請求書(国際出願法施行規則様式第 21 及び様式第 21 の 2)

- ① 上記(1)①と同様の趣旨から、第Ⅱ欄(出願人)及び第Ⅲ欄(代理人又は共通の代表者、通知のあて名)に電子メールの使用の承認の欄(電子メールの使用を承認する旨及び電子メールのアドレス)を追加する。
- ② 上記(1)③と同様の趣旨から、第VI欄(照合欄)から、「配列表に関連するテーブル」に関連する記載を削除する。

3. 公布及び施行期日

平成 21 年 12 月 21 日 公布

平成 22 年 1 月 1 日 施行

ただし、国際予備審査請求書の様式の改正については、平成 22 年 1 月 1 日以後にした国際出願について適用し、平成 21 年 12 月 31 日以前にした国際出願については、なお従前の例によることとする。